

# 確定申告書等作成コーナー

～申告書等作成のための操作の手引き～

## 株式等の譲渡 前年からの繰越損失を 譲渡所得及び配当所得等から控除 編



前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得と配当所得等から控除する場合の確定申告書の作成の手順を説明します。

なお、この操作の手引きは「平成 29 年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁HPからダウンロードすることができます。）の事例5に準じて作成しています。

～ この操作の手引きをご利用になる前に ～



事前準備・環境確認

申告書の内容の入力

申告書の内容確認・提出  
(e-Tax・印刷)

この操作の手引きでは、確定申告書の作成方法を説明しています。  
操作を始める前に、以下の内容をご確認ください。

- ・ 共通の操作の手引きの確認  
入力方法やデータ保存・読込方法などを説明した「(共通)e-Tax で送信するための準備編」又は「(共通)書面提出(印刷して提出)するための準備編」を確認されましたか。
- ・ パソコンなどの環境  
「e-Tax を行う前の確認」画面又は「申告書等印刷を行う前の確認」画面に記載した利用環境等を満たしていますか。
- ・ 入力に必要な書類等  
「入力方法選択」画面のご利用ガイドの中の「入力に必要な書類」をクリックして、どのような書類等が必要かを確認されましたか。

■ **ご利用ガイド**

条件によっては、このコーナーをご利用できない場合がありますので、作成前に必ずお読みください。

■ **ご利用になれない方** ※

■ **作成できる書類**

■ **入力に必要な書類**

■ **入力事例(作成の手順)**

■ **データの保存・読込**



株式等の譲渡所得等について、一定の事由に該当する方は、確定申告書等作成コーナーをご利用になれません。

詳しくは※の「ご利用になれない方」をご確認ください。

## 株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

前年分からの繰越譲渡損失を本年分の特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得と配当所得等から控除する場合の操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

※ 特定口座（源泉徴収あり）とは、特定口座のうち、源泉徴収することを選択した口座のことです。



ご利用の特定口座が特定口座（源泉徴収あり）か特定口座（源泉徴収なし）が分からない場合には、お手元の特定口座年間取引報告書の「源泉徴収の選択」欄をご覧ください。

平成29年分 特定口座年間取引報告書			
特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ	勘定の種類 1 保管 2 信用 3 配当等
	前回提出時の住所又は居所	氏名	口座開設年月日
		生年月日	源泉徴収の選択 1 有 2 無
		源泉徴収の選択	1 有 2 無

「1 有」：源泉徴収あり  
「2 無」：源泉徴収なし

### 【事例】

私は、平成29年中にY証券山手支店の特定口座（源泉徴収あり）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円

また、この特定口座（源泉徴収あり）を通じて上場株式会社であるM商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（平成26年分の損失250,000円、平成27年分の損失300,000円及び平成28年分の損失800,000円）ありません。



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従い、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「平成29年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」の事例5をご覧ください。

1 入力方法選択



① 「左記以外の所得のある方（全ての所得対応）」の『⇒作成開始』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

※ 「よくある質問」の参照方法



入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があります。



リストから参照する場合は、画面左上の「よくある質問」をクリック

キーワードから検索する場合は、画面右上の入力欄に検索する用語を入力して、「検索」ボタンをクリック



2 申告書の作成をはじめる前に

申告書の作成をはじめる前に

?をクリックすると、項目についての説明（よくある質問）が表示されます。

作成する確定申告書の提出方法

①  e-Taxにより税務署に提出する。  
 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

生年月日等入力

申告の種類

②  税務署から青色申告の承認を受けている場合はチェックをしてください。

※ 青色申告とは、事業所得や不動産所得、山林所得を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。

申告される方の生年月日【必須】

③ 昭和 ▾ 38 年 12 月 27 日

※ 入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

所得・所得控除等の入力フォームについて

以下にチェックを付けて「入力終了（次へ）>」をクリックすると、申告書の様式をイメージした入力画面をご利用いただくことが可能です。

④  申告書の様式をイメージした入力画面で申告書を作成する

< 戻る
⑤
入力終了（次へ）>

- ① 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。  
（これまでの画面で選択している場合は、選択された状態で表示されます。）
- ② 青色申告の承認を受けている場合は、「税務署から青色申告の承認を受けている場合はチェックをしてください。」にチェックします。
- ③ 「生年月日」を入力します。  
（これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。）
- ④ 申告書の様式をイメージした入力画面に基づいて収入等の入力を行う場合には、「申告書の様式をイメージした入力画面で申告書を作成する」にチェックします。
- ⑤ 『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。

総合課税の所得
(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 ( <a href="#">?</a> から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業） <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
不動産所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
利子所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
配当所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
給与所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
雑所得 <a href="#">?</a>	公的年金等	<input type="button" value="入力する"/>	<a href="#">?</a>
	その他	<input type="button" value="入力する"/>	
総合譲渡所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
一時所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
合計 <a href="#">?</a> <small>※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、 繰越損失控除後の金額が表示されています。</small>			<a href="#">?</a>

分離課税の所得
(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 ( <a href="#">?</a> から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
株式等の譲渡所得等 <a href="#">?</a> ①	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
上場株式等に係る配当所得等 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
先物取引に係る雑所得等 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>
退職所得 <a href="#">?</a>	<input type="button" value="入力する"/>		<a href="#">?</a>

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

① 株式等の譲渡所得等の『入力する』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面へ進みます。

#### 4 金融・証券税制（入力項目の選択）

次の画面が表示されますので、案内に従って入力を進めます。

**金融・証券税制（入力項目の選択）**

**i** 平成28年1月から、上場株式等の譲渡損失と通算することができるものに、上場株式の配当などのほか、国債の利子などが追加されました。  
[金融・証券税制の内容については、こちらをご覧ください。](#)

**入力例**

**1 配当所得の課税方法の選択**（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

次のいずれかに該当する場合は、**配当所得の課税方法**を選択してください。

- ・ **特定口座**（源泉徴収あり）以外で受領した**上場株式等の配当等**（申告するものに限ります。）がある場合
- ・ **特定口座**（源泉徴収あり）のうち、申告する**上場株式等の配当等**がある場合

総合課税
申告分離課税
配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら

**2 株式等の売却・配当・利子等の入力**

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等
配当所得
上場株式等に係る配当所得等

『特定口座年間取引報告書』の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・ **特定口座**（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・ **特定口座**（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

**② 『特定口座年間取引報告書』の内容を入力する**

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

→ 株式等の売却等について『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』を手書き等で作成済みの方のうち、**特定口座**（源泉徴収あり）での売却等がある場合は、『特定口座年間取引報告書』の内容を入力後、下記3の『計算明細書の内容を入力する』ボタンをクリックしてください。

- ① この事例では、前年分からの繰越譲渡損失を本年分の配当所得等から控除するため、「申告分離課税」を選択します。
- ② この事例では、特定口座での株式等の取引がありますので『『特定口座年間取引報告書』の内容を入力する』ボタンをクリックします。

5 金融・証券税制（特定口座）

ここでは、特定口座（源泉徴収あり）の取引について、金融商品取引業者等（証券会社など）から送付された「特定口座年間取引報告書」を基に入力します。

**金融・証券税制（特定口座）**

特定口座の取引を、平成29年分の「特定口座年間取引報告書」を基に、1口座ずつ、当てはまる項目を入力してください（特定口座（源泉徴収あり）のうち申告しないものについては、入力不要です。入力するものがなければ、画面下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。）。

**入力例**

1件目

1. 口座情報の入力

源泉徴収の選択  1 有  2 無

(1) 勘定の種類  1 保管  2 信用  3 配当等

(2) 口座開設年月日 平成 22 年 7 月 14 日

【口座情報】

※ 口座情報は、特定口座年間取引報告書の右上に記載しています。

この特定口座（源泉徴収あり）について申告するものを選択してください。

譲渡損益  配当等

注意

- 1 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- 2 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡益と、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等のいずれかのみを申告することもできます。
- 3 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

2. 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額） (①-②)
上場分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円
特定信用分			
合計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円

源泉徴収税額 (所得税) 61,260 円 株式等譲渡所得割額 (住民税) 20,000 円

平成29年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所 (居所)	E市O×町53-8	フリガナ	フクオカ ヨシコ	勘定の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 1 保管 <input type="checkbox"/> 2 信用 <input checked="" type="checkbox"/> 3 配当等
	前回提出時の住所又は居所		氏名	福岡 良子	口座開設年月日	22・7・14
			生年月日	昭・大 昭・平 38・12・27	源泉徴収の選択	<input checked="" type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無

譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額） (①-②)	外国所得税の額
上場分	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	
特定信用分				
合計	5,000,000 円	4,600,000 円	400,000 円	

- ① 申告する特定口座の源泉徴収の有無を選択します。この事例では「1 有」を選択します。
- ② 特定口座年間取引報告書に記載されている「勘定の種類」を選択します。この事例では「1 保管」及び「3 配当等」を選択します。  
なお、「口座開設年月日」は申告書等を e-Tax（電子申告）により提出する場合に入力します（申告書等を書面により提出する場合は表示されません。）。
- ③ この特定口座について申告するものを選択します。この事例では「譲渡損益」及び「配当等」を選択します。
- ④ 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」を入力します。

# 株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

続いて、特定口座に受け入れた配当等について、入力します。

**入力例**

現在、配当所得の課税方法は、**申告分離課税**です。 総合課税と申告分離課税について

(単位：円)

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	……
④株式・出資又は基金	60,000			
⑤特定株式投資信託				
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)				
⑦オープン型証券投資信託				
⑧国外株式又は国外投資信託等				
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60,000			
⑩公社債				
⑪社債的受益権				
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑬及び⑭以外)				
⑬オープン型証券投資信託				
⑭国外公社債等又は国外投資信託等				
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)				
⑯繰越損失の金額				
⑰差引金額(⑮+⑯-⑰)	60,000			
⑱納付税額		9,189	3,000	
⑲還付税額(⑱+⑲-⑲)				

※ 還付税額ではなく、納付税額を入力することにご注意ください。

配当所得に係る負債  円 (配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、こちらに入力してください。なお、上記以外のもの(利子所得に該当するもの)については、負債の利子を控除することはできません。詳しくは「注」を参照してください。)

種類		配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	特別分配金の額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等	④株式・出資又は基金	60千 000円	9千 189円	3千 000円		
	⑤特定株式投資信託					
	⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)					
	⑦オープン型証券投資信託				千 円	
	⑧国外株式又は国外投資信託等					千 円
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60 000	9 189	3 000			
上記以外のもの	⑩公社債					
	⑪社債的受益権					
	⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑬及び⑭以外)					
	⑬オープン型証券投資信託				千 円	
	⑭国外公社債等又は国外投資信託等					千 円
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)						
⑯繰越損失の金額	60 000				(摘要)	
⑰差引金額(⑮+⑯-⑰)						
⑱納付税額		9 189	3 000			
⑲還付税額(⑱+⑲-⑲)						

- ⑤ 「配当等の額」を入力します。
- ⑥ 配当等の額に対する「源泉徴収税額(所得税)」及び「配当割額(住民税)」の「納付税額」を入力します。
- ⑦ 配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、その金額を入力します。



### 6 金融・証券税制（入力項目の選択）

「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面に戻ります。

- ① 「平成 28 年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「はい」を選択します。
- ② ①で「はい」を選択すると『「繰り越された譲渡損失」を入力する』ボタンが表示されますので、クリックします。

# 株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

## 7 金融・証券税制（前年から繰り越された損失額）

ここでは、平成28年分の確定申告で提出した「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に、平成29年分の譲渡所得や配当所得等から控除する損失額の入力を行います。

2 面

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額（※1）	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
			(注) ①面の⑤欄及び②面の⑦欄、⑧欄の金額は、翌年の確定申告の際に使用する。その年の翌年以後に繰り越すための申告が必要である。

**1 面** 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

住所：E市O×町53-8  
フリガナ：フクオカ ヨシコ  
氏名：福岡 良子

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限り、以下「分離課税配当所得等金額」といいます。）の計算上控除（損益通算）するため、又は3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

○ 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。

1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算  
（赤字の金額は、△を付けないで書きます。（2面）の2も同じです。）

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」がない場合には、(2)の記載は要しません。

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③) <small>(③欄の金額≤④欄の金額の場合には0と書いてください。)</small> <small>(②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)</small>	⑤ 800,000 円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (④-③) <small>(③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。)</small> <small>(①の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)</small>	⑥

⑦ (⑥-⑤-⑥) 円  
250,000

⑧ (⑥-⑤-①) 円  
300,000

金融・証券税制（前年から繰り越された損失額）

「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」(2面) (注) を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。  
金額にはマイナスを付けずに入力してください。

**入力例**

1. 平成26年の譲渡損失の繰越額 (平成28年分「確定申告書付表」の⑦欄) ①

2. 平成27年の譲渡損失の繰越額 (平成28年分「確定申告書付表」の⑧欄) ②

3. 平成28年の譲渡損失の繰越額 (平成28年分「確定申告書付表」の⑤欄) ③

(注) 更正の請求書又は修正申告書を作成する場合には、入力できる前年から繰り越された損失額は、平成29年分の確定申告において申告した損失額が限度となりますので、「平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に入力してください。

④

①～③ 「平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の控えなどを基に、各年の繰越額を入力します。

④ 『入力終了（次へ）＞』ボタンをクリックします。

8 金融・証券税制（入力項目の選択）

**金融・証券税制（入力項目の選択）**

**i** 平成28年1月から、上場株式等の譲渡損失と通算することができるものに、上場株式の配当などのほか、国債の利子などが追加されました。  
[金融・証券税制の内容については、こちらをご覧ください。](#)

入力例

**株式等の譲渡所得等**  
平成28年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方  
平成28年分の申告で、[上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？](#)

はい  いいえ

「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

**3 株式等の売却等について「[株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書](#)」を手書き等で作成済みの方**

「2 株式等の売却等・配当・利子等の入力」において、株式等の売却等が既に入力されています。既に入力されている内容に誤りがない場合は画面右下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

「計算明細書」の内容を入力する

上場株式等の取引のうち[特定口座](#)（源泉徴収あり）での売却等がある方は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力してください。  
[→「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方はこちら](#)

< 戻る ① 入力終了（次へ）>

① 『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

※ 『訂正・削除』ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

9 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）  
 入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

**金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）**

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。  
 内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	5,000,000円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①+②）	③	円	5,000,000円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	4,600,000円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	4,600,000円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③-⑦-⑧）		⑨	円	400,000円
特定投資株式の取得に要した金額の控除		⑩	円	円
所得金額（⑨-⑩）		⑪	円	400,000円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		400,000円
繰越控除後の所得金額（⑪-⑫）		⑬	円	0円

< 戻る ①
確認終了（次へ）>

① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

10 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

株式等の譲渡所得等との損益通算及び繰越控除の結果が表示されます。

**金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）**

「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の内容を表示しています。内容を確認し、誤りがない場合は画面下の「確認終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。  
当画面においては、赤字（損失）の金額は△を付けずに表示しています。

1. 本年の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	60,000円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③-④） （③欄の金額≦④欄の金額の場合、0円）	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④-③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑥	60,000円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 （平成26年分）	(A) 250,000円	(D)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 250,000円 (E)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 0円	
本年の2年前分 （平成27年分）	(B) 300,000円	(F)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 150,000円 (G)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 60,000円	⑦ ((B)-(F)-(G)) 90,000円
本年の前年分 （平成28年分）	(C) 800,000円	(H)（上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分） 0円 (I)（分離課税配当所得等金額から差し引く部分） 0円	⑧ ((C)-(H)-(I)) 800,000円
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))	⑨	400,000円	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))	⑩	60,000円	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 （⑤+⑦+⑧）		⑪	890,000円

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（⑥-⑩）	⑫	0円
--	---	----

< 戻る ①
確認終了（次へ）>

① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額の入力」画面へ戻ります。

11 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内にしたがって必要事項の入力を行ってください。

総合課税の所得
(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 ( <a href="#">?</a> から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業） <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
不動産所得 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
利子所得 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
配当所得 <a href="#">?</a>	訂正・内容確認	✔	分離課税の配当所得の入力有 <a href="#">?</a>
給与所得 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
雑所得 <a href="#">?</a>	公的年金等	入力する	<a href="#">?</a>
	その他	入力する	<a href="#">?</a>
総合譲渡所得 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
一時所得 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
合計 <a href="#">?</a> ※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。			0 <a href="#">?</a>

分離課税の所得
(単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 ( <a href="#">?</a> から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
株式等の譲渡所得等 <a href="#">?</a> ✖	訂正・内容確認	✔	上場株式等 400,000 <a href="#">?</a>
上場株式等に係る配当所得等 <a href="#">?</a>	訂正・内容確認	✔	60,000 <a href="#">?</a>
先物取引に係る雑所得等 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>
退職所得 <a href="#">?</a>	入力する		<a href="#">?</a>

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る
入力終了(次へ)>

※ 株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力結果が表示されます（「株式等の譲渡所得等」及び「上場株式等に係る配当所得等」には、損益通算後、繰越控除前の金額が表示されます。）。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、生命保険料控除や住宅借入金等特別控除などの所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。